

第4章 人権問題の現状と課題 (分野別の人権課題に対する施策の推進)

序文

わが国は、日本国憲法で基本的人権を保障し、また、国連が採択した人権関係諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に向けた取組を進めてきました。それにより、国民の人権問題に対する意識は徐々に高まってきています。

しかしながら、地域社会における「同質性」が伝統的に重視され、地域・集団と異なる文化、習慣、立場、意見、行動を「異質」なものとして容易に受け入れないという精神的風土が今なお根強く残っており、また一部に非科学的な因習や慣習にとらわれるなどの側面があり、社会的弱者や少数者に対する偏見や差別が存在しています。

この章では、私たちの身の周りにある様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていく手がかりを述べています。

人は、社会生活の中でだれかに支えられ、またなんらかの形で、だれかを支えている関係にあります。

人権問題はすべての人にかかわる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことは、すべての人権問題の正しい理解へつながります。この理解を通して人権感覚を養い、お互いの尊厳と権利を尊重し合う生き方へと広がりを持たせることが大切です。

1. 同和問題（部落差別）

（1）基本認識

1961（昭和36）年に「同和対策審議会」が設置され、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」が政府に提出されました。この答申では「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」としています。

封建社会の身分制度において、最下層の身分に置かれた人々は、住む場所や職業、婚姻、交際、服装などあらゆる面で厳しく制限されるなどの差別を受け、人権が踏みにじられていました。

明治時代になると、1871（明治4）年の「解放令」により、江戸時代までの身分制度は廃止され「四民平等」として、これまで差別を受けていた人々は、制度上は平等となりましたが、差別をなくす積極的な政策が行われなかつたため、その後も人々の差別意識は根強く、差別が解消されることはありませんでした。

大正時代になると、差別を受けていた人々の中から差別解消に向けた運動が高まり、1922（大正11）年には、京都市で全国水平社創立大会が行われ「水平社宣言」が採択されました。

この「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれ、部落解放の理念の原点となり、不当な差別からの解放をめざす運動が全国的に広がっていました。

しかし、時代は戦争へと向かい、全国水平社の活動も停止を余儀なくされ差別が解消されることはありませんでした。

和歌山県では、同和問題は、人々の差別意識だけではなく、同和地区住民の生活実態の低位性に具現されていることから、1948（昭和23）年に、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設し、基本的人権の尊重と同和問題の早急な解決をめざし、実態的差別（同和地区住民の生活状態にあらわれている差別）と心理的差別（人々の観念や意識の中に潜在する差別）の解消に努めてきました。

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は、憲法で保障された基本的人権に関する課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国に対し、総合的な施策の実施を求めました。

これを踏まえて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、実態的差別や心理的差別の解決に向けた総合的な取組が始まりました。以来、2002（平成14）年までの33年間にわたる法的措置が講じられた結果、住環境等に見られた劣悪な状態は大きく改善されました。

また、社会福祉の増進や産業の振興、教育の充実、啓発活動などの取組が実施され、様々な面での格差のは正や、差別意識の解消についても着実な成果を上げてきたところです。

しかしながら、今もなお結婚差別や、差別発言、差別的待遇等の事案のほか、インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書き込みも多く発生しており、実態的差別は相当に改善されたものの、心理的差別は完全に払拭されたとは言えない状況にあります。

このような状況の中で、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることで、部落差別のない社会の実現をめざしたものです。

今後も、同和問題の解決に向けては、法の理念を踏まえながら、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、人権教育・啓発を積極的に推進する必要があります。

(2) 現状と課題

同和問題の早期解決への取組については、前項の基本認識でも述べているように、特別措置法による同和対策事業が推進され、多くの成果がみられました。国や県の施策のもと、本市では、合併前の旧5市町村においても総合的な同和行政の推進に全力で取り組んできました。

特に、住環境の整備については、国・県・市町村が一体となり、地域住民の理解や協力を得ながら推進してきた結果、住宅や道路等の劣悪な実態は大きく改善され、実態的差別は相当に解消されました。

また、福祉・教育についても、隣保館や児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と教育の機会均等や基礎学力の向上等に、大きな成果を上げてきました。

教育・啓発の分野では、学校教育をはじめ社会教育においても、公民館や各種団体等を中心にして人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

このように、同和問題の解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、2002（平成14）年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効したことにより、行政の取組は、特別対策から一般対策へ移行しました。

本市では、立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決をめざす取組の終了を意味するものではなく、その解決は全市民的な課題であるとともに、人権行政の重要な柱であると位置づけ、今もなお存在する同和問題の解決をめざし、各種施策を積極的に推進しています。

2013（平成25）年に和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、結婚についての差別意識が残っていることや、身元調査が行われていること、家を購入するときに同和地区や同じ小学校区域を避けるといった忌避意識が残っていることなどが課題としてみられます。

また、インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書き込みが多く発生しており、同和問題に対する誤った意識や偏見の潜在が見られ、心理的差別は払拭されていないのが現状です。

さらに、同和問題を口実に企業や行政機関などへ不当な要求をおこなう「えせ同和行為」も発生しており、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

このような状況を受け、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、本市でも、この法の理念を踏まえながら、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と教訓を生かし、基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を積極的かつ継続的に推進します。

(3) 基本的な取組

① 同和問題についての正しい理解

わが国固有の人権問題である同和問題の歴史的な背景や、差別を解消するための努力、同和対策事業の経緯など同和問題について正しい理解を深めるとともに、日常的に行われている言動や慣習の中にも、差別につながる要因が潜んでいないかを自ら考え、気づくことができるよう人に権教育・啓発を推進します。

② 同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

同和問題には固有の経緯が存在し、わが国の重要な国民的課題であることを認識する必要があります。同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につながり、また様々な人権問題の解決が同和問題の解決につながっていくという考え方を大切にした施策を推進します。

③ 差別を許さない社会の形成

市民一人ひとりが同和問題を「ひとごと」とせず、自分自身の問題としてとらえ、市民の人権意識が全体として差別や偏見・不合理を許さない社会となるよう、啓発活動を推進します。

また、近年、インターネットを悪用した誹謗中傷^{ひぼうちゅうじょう}や差別を助長・誘発するような内容の書き込み等が多く発生しているため、和歌山地方法務局や県と連携し、適切な対応を図ります。

④ 「えせ同和行為」の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、寄附金を強要したり、高額の書籍を売りつけたりする「えせ同和行為」の排除に向け、企業や関係機関との連携を図り啓発に努めます。

⑤ 「部落差別解消推進法」に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の理念に基づき、同和問題の解決を今後も図るため、関係機関との連携を密にしながら人権相談や教育・啓発に取り組みます。

⑥ 「人を大切にする教育の基本方針」に基づいた教育の推進

「人を大切にする教育の基本方針」に基づき、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意志と選択によって学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを通して、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に努めます。

2. 女性の人権

(1) 基本認識

わが国における女性の人権保障は、戦後の民主化と共に始まりました。1946（昭和21）年に公布された日本国憲法において、個人の尊厳と両性の本質的平等が明記され、同年の選挙法の改正により、はじめて女性に参政権が認められ、それ以後、社会における様々な分野で活躍する女性も増えてきました。

国際的な動きと連動し、1985（昭和60）年に「女性差別撤廃条約」を批准し、1999（平成11）年6月には「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女が共に参画する社会づくりを促進するための様々な取組が実施されています。

また、女性に対する暴力等への取組に関しては、2001（平成13）年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間とし、暴力は重大な人権侵害という認識のもと根絶に向けた様々な取組が実施されています。

さらに、2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を進めています。

しかしながら、日本の長い歴史の中でつくられてきた性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強く存在し、このことが家庭や職場において性別による差別を生み、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

また、意識や考え方が変化しつつあるものの、根強く刷り込まれた意識にとらわれることが、結果として、それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

本市においても、女性に対する偏見や差別をなくし、性別にかかわりなく人権が尊重され、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分発揮することができ、多様な生き方を選択できる社会にするため、意識啓発・人権教育を推進しています。

(2) 現状と課題

私たちは、個性や能力を制限されたり否定されたりすることなく、自らの意思で活動し、幸せを求めて生きていく機会を与えられなければなりません。

また、性別の違いを理由として、こうした機会が制限をされたり、差別的な取り扱いをされたりしてはなりませんが、依然として、性別による固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担等が問題となっており、家庭生活における分担意識やお互いの協力が必要となります。

就職や職場においては、男性優位の考え方から来る男女間の格差が今もなお存在し、本市においても各種の審議会・委員会・団体組織などへの女性の登用や参画率は、緩やかに伸びつつあるもののまだまだ低い状況にあります。

また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、経済・社会のグローバル化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした中、2015（平成27）年に「女性活躍推進法」が施行され、さらに、2017（平成29）年に「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主に対し、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（嫌がらせ、いじめ）の防止措置を講じることが新たに義務づけられました。

このように様々な取組が進められる中、男性を含めた働き方の見直しや女性が活躍できる環境整備は重要な課題です。

さらに、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱い）等の問題、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは、身体的・精神的・性的暴力として女性の人権を著しく侵害するもので、その根絶は大きな課題です。

(3) 基本的な取組

① 固定的な性別役割分担意識の見直し

固定的な性別役割分担意識や刷り込まれた感覚が、社会活動への参画に対し制約を及ぼすおそれがあります。これまで社会の中で当たり前とされてきた男女のあり方を見直し、良きパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うことができる社会環境をつくるための教育・啓発を推進します。

② 女性の社会参画の促進

あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れた関連施策を企画・立案・実施するために、自治会や自主防災組織等の役職、審議会、委員会などに女性の参画が図られるよう、意識啓発や環境の整備を促進します。

③ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）・性犯罪・売買春など身体的・精神的・性的暴力の被害者の多くは女性です。これらは、著しい人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた啓発や支援を進めます。

また、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と被害者の立場に立った対応に努めるとともに、関係部署と連携することで支援体制の充実を図ります。

④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

職業生活・家庭生活・地域生活などについて、多様な生活や働き方を実現できるように、共に協力して家事・育児等を担うための啓発や、子育て・介護の支援などの充実を推進します。

また、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関等と連携しながら啓発を推進します。

⑤ 男女共同参画推進のための施策の充実

人権を尊重し、互いにかけがえのない大切なパートナーとして、喜びも責任も分かち合い支え合いながら、心豊かな生活を送ることができる社会を実現していくため、「第2次田辺市男女共同参画プラン」に基づいた施策の取組を推進します。

3. 子どもの人権

(1) 基本認識

わが国では、1947（昭和22）年に「教育基本法」、1948（昭和23）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年には「児童憲章」が制定されました。また、1989（平成元）年の国連総会では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める目的とした「子どもの権利条約」が採択され、わが国も1994（平成6）年にこの条約を批准し、子どもを大人が保護すべき対象としてのみとらえるのではなく、大人と同じ権利を行使する主体として「生きる権利」「参加や意見表明の権利」「教育を受ける権利」など、子どもには権利があることを明らかにしました。

その後、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2013（平成25）年には、いじめの防止等のための対策を総合的に推進すること目的とした「いじめ防止対策推進法」が施行されました。2014（平成26）年には「子どもの貧困対策法」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、教育、生活の支援などに取り組むこととされています。

児童虐待については、児童相談所での児童虐待相談対応件数が年々増加し、虐待による死亡事例が後を絶たない状況にあることから、2016（平成28）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正されるなど、子どもを取り巻く人権課題の解決に向け積極的な取組が行われています。

しかし、近年、地域社会における人ととのつながりの希薄化やインターネット、スマートフォン等の急速な普及による社会環境の変化、家庭・地域における養育能力の低下と子育ての孤立化、親の経済的不安定や倫理観の低下など子どもを取り巻く環境は著しく変化しており、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

子どもの人権侵害の主なものには「児童虐待」「いじめ」「体罰」があり、「児童虐待」については「しつけだから」という理由で乳幼児や児童を保護者が虐待し、ときには死にいたらせるという痛ましい事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。

また「いじめ」については、インターネット等の普及により、巧妙で陰湿ないじめが増加しているため、実態が見えにくくなっています。

さらに「体罰」は、子どもの心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長するとともに、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれ

があります。このほか「子どもの貧困問題」「性的虐待」「児童買春」「インターネット上における児童ポルノの氾濫」なども、子どもの人権問題として深刻な社会問題となっています。

子どもの人権を考えるときは、次の三つの視点が大切です。

- ① 子どもも大人と同様に基本的人権が保障されていること
- ② 子どもは、大人よりも人権を侵害されやすい立場なので、社会的に保護され、守られなければならないこと
- ③ 子どもは、優れた教育環境の中で教育を受ける権利を有すること

子どもの人権を守るためにには、こうした視点を踏まえるとともに、他人に対する思いやりやいたわり、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくため、家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割が、ますます大切になってきています。

(2) 現状と課題

本市では、2015（平成27）年3月に「豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成」じょうせいを基本理念とする「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支える環境づくりや、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを推進しております。

また、小・中学校においては「人を大切にする教育の基本方針」を学校教育の全領域の基礎に位置付け、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っています。

さらに、田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、各小中学校と連携し、多面的な視点をもって不登校の児童生徒への支援を行い、不登校解消に向けて一定の成果を収めています。

厚生労働省のまとめによると、2017（平成29）年度中に、全国210ヶ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は133,778件で、年々増加傾向にあり、過去最多となっています。

虐待の内容別では、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう「面前DV」や子どもに暴言を浴びせるなどの【心理的虐待】が72,197件と最も多く、【身体的虐待】が33,223件、【ネグレクト（養育の放棄・怠慢）】が26,818件、【性的虐待】が1,540件となっています。

2017（平成29）年度中に、本市の家庭児童相談室で対応した相談人数は147人で、その内、虐待相談件数は96件となっています。

文部科学省の調査によると、2017（平成29）年度における全国の「いじめ」の件数は、414,378件で前年度より91,235件増加し、過去最多となっています。

2017（平成29）年度中の、本市のいじめ認知件数は8件（小学校4件、中学校4件）となっています。

「いじめ」は、人間としての尊厳を踏みにじり、時には生命にもかかる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。

また、いじめ等が原因となる不登校は、教育を受ける権利を保障する上でも、さらに子どもの人格形成にも大きな影響を与えていていると考えられます。こうした中、本市では、2014（平成26）年3月に「田辺市いじめ防止基本方針」を策定し、また同年7月には「田辺市いじめ防止等に関する条例」を施行し、いじめの防止等のための対策を定めることで、児童等の人権が守られ、安心して生活ができるよう、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめを許さない社会の実現をめざしているところです。子どもは社会の宝であり、未来を担うかけがえのない存在です。親からの虐待や、いじめなどにより辛く苦しい思いをしている子どもにいち早く気づくためには、家庭・学校・地域・関係機関等が幅広く連携した取組が必要です。

子どもの貧困の問題については、近年、社会問題として認識されつつありますが、国民生活基礎調査における子どもの相対的貧困率は、2012（平成24）年の16.3%から2015（平成27）年の13.9%へと2.4ポイント改善しており、全国消費実態調査においても2009（平成21）年の10.1%から2014（平成26）年の9.9%へと0.2ポイント改善しているものの、依然高い数値で推移しています。貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、教育、生活両面からの支援が必要です。

また、子どもを単に保護や指導の対象としてのみとらえるのではなく、「児童憲章」や「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもを独立した人格として尊重する意識を持つことが大切になります。

すべての子どもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境にかかわらず、自らをかけがえのない存在であると実感でき、自分の人権の大切さを知ることによって、他人の人権も大切にできる意識を育むことができるよう、発達段階に応じた総合的な支援を図るとともに、子どもの人権についての教育・啓発の推進に努めます。

(3) 基本的な取組

① 子どもは権利を享受し行使する主体であるとの認識

「教育基本法」「児童福祉法」「児童憲章」「子どもの権利条約」などを踏まえ、すべての子どもは、権利を持った一人の人間として尊重され、権利の主体として子どもの人権が保障される社会を実現するための教育・啓発を推進します。

② 豊かな人権感覚を持った子どもの育成

生命の尊さに気づき、自分を大切にするとともに、自分自身の言動に対しても責任を持ち、他の人の人権を尊重できる豊かな人権感覚を持った子どもを育成するため、発達段階に応じた教育・啓発を推進します。

③ 子どもの人権を尊重する健全な環境づくり

子どもの人権尊重意識の形成には、大人が規範意識や倫理観を高め、人権を大切にする生き方を示すことが重要になります。

このため、親自らの学習活動に対する支援をはじめ、親子での体験学習の促進など、温かい親子関係を育み、親子がともに学ぶことができるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。

また、安心して子どもを育てられる環境づくりをめざし、書籍や映像ソフト、インターネット等における有害な情報から子どもを守るために、環境浄化の取組にもより一層努めます。

④ 子どもへの「虐待」「体罰」「いじめ」の防止と相談体制の充実

子どもに対する「虐待」や「体罰」、「いじめ」の問題は、子どもの健やかな発育・発達を損なうだけでなく、心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なものもあり、緊急かつ適切な対応を要します。家庭、学校、地域、関係機関等が幅広く連携して、「発生の予防」「早期発見、早期対応」「保護・支援」に向けた取組の充実に努めます。さらに、児童虐待については、転居等により支援が途切れることのないよう、他の自治体や児童相談所をはじめとした関係機関との情報共有に努めます。

また、近年では「ネットいじめ」と呼ばれるインターネット上の掲示板やブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を悪用した問題も発生しており、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した学習会等の充実を図ります。

⑤ 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの支援

社会になじめずに、自宅にひきこもりがちな子どもや不登校児童・生徒などに対して、各種相談や学習機会、社会と触れ合う交流の場などを提供し、自ら社会的自立に向かうよう支援の充実に努めます。

⑥ 子育てしやすい環境づくり

「子どもは社会の宝」であるとの認識で、家庭、学校、地域が一体となって子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、保育サービス等の充実など子育てと社会参加の両立支援の促進に努めます。

⑦ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないよう、貧困の連鎖を防ぐため、幼児教育等の無償化や就学援助などの教育支援、子どもの就労支援や家庭への生活支援、保護者の就労支援などの経済的支援に努めます。

4. 高齢者の人権

(1) 基本認識

1992（平成4）年の国連総会において、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

わが国でも、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」が施行されるとともに、翌年には、高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」が策定され、その後この大綱は見直されながら、現在も様々な取組が行われています。

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや出生率の低下による少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者である超高齢社会となっています。また、核家族化が進む中で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えていることなど、生活環境は大きく変化するとともに、介護を必要としたり、認知症を発症したりする高齢者が増えています。

こうした状況の中、高齢者に対する身体的・心理的虐待、養護・介護の放任や放棄（ネグレクト）、あるいは高齢者の財産を家族等が無断で処分するなどの経済的虐待、介護施設等の従事者による虐待などといった人権侵害が大きな社会問題になっています。

わが国が世界でも類を見ない超高齢社会の中で、高齢者の尊厳の保持において高齢者虐待を防止することが重要であることから、2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、また同年6月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行されました。

また、近年は高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等が横行し、大きな社会問題になっています。

心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加している一方、働く意欲と能力を持ち可能な限り自立した在宅生活を送りたいと考えている高齢者も多くいます。

このようなことから、超高齢社会における様々な対策は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応して、実施する必要があります。しかしながら、現実には、著しく高齢化が進む中、介護に関する問題や孤独死、虐待など、高齢者的人権にかかわる様々な問題が生じています。高齢者問題は、すべての人の課題であり、誰もが出会う問題です。

高齢者的人権を考えるとき、高齢者を福祉の対象としての「保護の客体」と見るのではなく「権利の主体」として理解することが大切です。

(2) 現状と課題

本市では、2018（平成30）年に今後の高齢者保健福祉のあり方について、また介護予防事業や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び地域包括ケアシステムの構築を促進するために「田辺市長寿プラン2018」を策定しました。

この計画に基づいて、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けていくことができるよう支援するほか、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活することができる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実など、様々な取組を総合的に推進しています。

2018（平成30）年3月末現在、本市の人口は74,877人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は23,954人です。全人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）は、32.0%となっており、総務省の調査による2017（平成29）年の全国高齢化率の27.7%と比較して4.3ポイント高くなっています。

特に、山間地域を中心に高齢化が進んでおり、旧田辺地域30.1%の高齢化率に対して、本宮地域48.0%、中辺路地域44.2%、龍神地域41.4%、大塔地域35.7%といずれも高くなっています。市全体で、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加の傾向にあり、特に男性よりも女性の高齢化率が高くなっています。

高齢者の問題を考えるとき、高齢化に伴う身体機能の低下や疾病、障害などに関する健康上の問題と、豊かな老後を送るための生きがいの問題が重要となります。

超高齢社会となった本市では、高齢者一人ひとりが生涯にわたって、住み慣れた地域で心豊かに生きがいのある生活を営むことができるよう、それぞれの地域性を視野に入れた高齢者福祉対策に取り組んでいます。

全ての市民が高齢者問題を自分自身の問題としてとらえ、高齢者の尊厳が保障されるよう、教育・啓発を推進します。

(3) 基本的な取組

① 高齢者に対する人権侵害の防止

超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、全ての世代がいきいきと暮らしていく基盤となります。

高齢者の尊厳について正しい理解と認識を深め「ともに生きる社会」の形成に向けた人権啓発を推進します。

また、高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護及び支援を実施するために「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し高齢者の権利擁護の強化を図ります。

② 高齢者を地域で支え合う環境づくり

人生経験が豊かな高齢者が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

また、高齢化率の高い山間過疎地域等の地域の特性にあわせて、高齢者の心身の健康維持・増進や、近隣との付き合いの継続、定期的に訪問してくれる人を含めた見守りシステムなどの支援体制の構築をさらに推進していきます。

③ 高齢者の自立と生きがい対策の推進

高齢者が持つ豊かな知識や経験等を地域社会に活かせるようにボランティア活動、世代間交流など、地域に根差した活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを支援します。

また、シルバー人材センターの活動を促進し、高齢者が長年培つてきた豊かな知識や技能、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

④ 高齢者を介護する家族への支援

高齢者の虐待につながりやすい状況として、介護による身体的・精神的苦痛やストレス、不安などが報告されています。高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、地域包括支援センターを中心に相談活動等の総合的な支援に努めます。

また、徘徊行動がある認知症高齢者の事故を未然に防止するための支援や、家族の身体的・精神的及び経済的負担を軽減するための支援に努めます。

⑤ 高齢者の財産、権利を守るための支援

高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等の被害が大きな社会問題になっています。高齢者の財産や権利を守るため「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市長寿プラン2018」に基づいた総合的な施策の推進

上記プランの基本理念である「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」をめざしていくため、高齢者の生活の質の向上や介護保険制度の円滑な実施等に向けた総合的な施策を推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において支援が必要な高齢者の安全を確保するため、本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し連携をするとともに、日頃の「地域のつながりづくり」を行うことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 高齢者にやさしい生活環境の整備

「バリアフリー法」や「田辺市長寿プラン2018」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、高齢者だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

5. 障害のある人の人権

(1) 基本認識

わが国においては、2004（平成16）年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大されました。同週間では、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事が開催されています。

しかし、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、結果として障害のある人の自立や社会参加が阻まれている状況があり、また、障害のある人に対する暴行や虐待などの問題も発生しています。

このような中、2006（平成18）年に国連において「障害者権利条約」が採択され、わが国は2007（平成19）年に条約に署名し、条約批准に向けた国内法の整備が進められることとなりました。

2011（平成23）年に「障害者基本法」の改正、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の制定、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定、同じく2013（平成25）年に「障害者差別解消法」の制定を行うなどの基本的な法整備が進められ、2014（平成26）年に「障害者権利条約」の140番目の批准国となり、条約の理念に基づいて障害者施策を推進することとなりました。

2016（平成28）年4月には「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と、障害のある人が生活する上での「社会的障壁」を取り除くための「合理的配慮の提供」が求められることとなったほか、「障害者雇用促進法」の改正においても「雇用分野における差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業主に求められています。

このように、障害があっても差別されることなく自分の能力を發揮して、共に生きることのできる社会の実現に向けた取組が徐々に広まってきています。

内閣府がまとめた「平成30年版障害者白書」によると、わが国で障害のある人は、身体障害児者が約436万人、知的障害児者は108万2千人、精神障害者は約392万4千人となっています。単純に合計すると、約936万6千人となります。

また、身体障害児者約436万人のうち、65歳以上のは、約321人と約7割を占めており、高齢化が急速に進む中で、何らかの障害を持って生活を営む人々が、地域社会の中で大きな割合を占めるようになってきています。

障害のある人だけでなく、すべての人が安心して幸せに暮らせるまちづくりのためには、私たちの生活の中にある障壁（バリア）について正しく理解し、取り除く必要があります。

バリアについては、次のようなものがあります。

① 「物理的バリア」

階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物、点字ブロックやスロープ、エレベーターの不備など建物や道路、交通機関などに関するバリア

② 「制度的バリア」

入試や就職試験、資格試験における、障害を理由とした欠格事由や補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）と一緒にではレストラン、スーパーマーケット等の施設に入れないなどのバリア

③ 「文化・情報面のバリア」

音声案内や点字・字幕がない、講演会などで手話通訳や要約筆記がないなど情報の伝達に関するバリア

④ 「意識（心）のバリア」

障害のある人についての無理解や無関心、偏見など人々の意識の中の心のバリア

こうしたバリアをなくす「バリアフリー」を進める中で、重要なのは、障害のある人を最初から「特別視する」意識や、偏見・差別的なまなざしという「意識（心）のバリア」を解消することではないでしょうか。

障害のある人の人権問題は自分とは無関係と考えがちですが、疾病や事故などに伴なって生じる障害に誰もが直面する可能性があります。

障害がある人もない人も同じように地域の中で活動することが通常の姿であるという「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であるということを基本にした教育・啓発を進める必要があります。

(2) 現状と課題

本市では、2018（平成30）年に障害のある人や障害のある子どもを取り巻く様々な課題について、現状や意向を的確にとらえながら長期的な視点から総合的、効果的な障害者施策を推進するため、「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び改正児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的にしたもので、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念とし、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるための施策を総合的に推進しています。

2017（平成29）年度で、本市で身体障害者手帳を所持している人の数は3,710人、療育手帳を所持している人の数は816人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は511人となっています。いずれかの手帳を所持している2,000人を対象に、同年度に実施した「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」に係るアンケートでは「差別や偏見を感じことがあるか」という質問に対し『感じる』が【身体】で2割台、【知的】【精神】で4割台となっており、2012（平成24）年度の調査と同様の傾向がみられました。

このように、障害のある人の日常生活の実態は満足できる状況であるとはいえません。

その理由の一つとしては、現在の社会の仕組みや意識が、障害のある人及びその家族と地域社会との結びつきを希薄にしていることなどが考えられます。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害がある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支えあいながら地域社会の一員としてともに安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活の中にある「物理的なバリアフリー」とともに、障害のある人に対する偏見や差別をなくす「心のバリアフリー」を促進します。

また、障害のある人の社会参加と自立を促進するために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、雇用・就労を支援する事業及び教育・啓発の充実など様々な事業を実施し、住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳をもって暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

(3) 基本的な取組

① 障害のある人に対する人権侵害の防止

障害のある人の人権が尊重される社会の形成に向け、障害のある人の特性や障害への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。また、障害のある人への虐待の防止や、虐待を受けた障害者の保護及び支援を実施するために「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、庁内の関係各課の他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関と連携し障害のある人の権利擁護の強化を図ります。

② 障害のある人を地域で支え合う環境づくり

障害のある人が大切にされ、安心して住み慣れた地域で快適な生活ができるよう、地域全体で支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

また、保育所、幼稚園、学校、地域等において学習の機会や、障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め「心のバリアフリー」を促進します。

③ 障害のある人の社会参加の促進

自由な社会参加が可能となる社会とするため、生活環境面での物理的なバリアフリーや、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する理解など障害のある人が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

④ 雇用・就労の支援と社会参加の促進

雇用・就労は、障害のある人の社会参加や自立した生活を送るためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるよう教育・福祉・雇用等各分野との連携を図ります。

⑤ 障害のある人の財産、権利を守るための支援

高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺や悪質商法等の被害が大きな社会問題になっています。障害のある人の財産や権利を守るために「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知に努めるとともに、田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる等の関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

⑥ 「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害福祉計画」に基づいた総合的な施策の推進

上記計画の基本理念である「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を実現していくため、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるまちに向けた施策を総合的に推進します。

⑦ 避難行動要支援者の支援対策

災害時における避難において支援が必要な障害のある人の安全を確保するため、本人の意向を尊重しつつ「避難行動要支援者名簿」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し連携をするとともに、日頃の「地域のつながりづくり」を行うことにより、災害時において迅速かつ、適切な対応ができるように努めます。

⑧ 障害のある人にやさしい生活環境の整備

「バリアフリー法」や「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、障害のある人だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

⑨ 「障害者差別解消法」の周知や理解を図る

「障害者差別解消法」について、広く周知するとともに、法の理念を踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

6. 外国人の人権

(1) 基本認識

近年では、交通手段や情報通信技術の急速な発展により「人、モノ、情報」の交流が国境を越えて活発化し、社会、経済、文化の面において、国際的な相互依存の関係が深まる中で、様々な国籍をもった人たちが日本で生活するようになってきました。

1995（平成7）年にわが国が批准した「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しております。

また、日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留している外国人についても等しく基本的人権の享有を保障されるとしています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足等から、近隣住民との摩擦や偏見、アパートやマンション等への入居拒否、就労に関する不当な取扱いなど外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。

これらの言動はいかなる場合においても正当化することができない人権侵害であり、このような状況に対し、2016（平成28）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、外国人も日本人も同じように、安心して共に生きていく社会の実現をめざすことが、私たち一人ひとりに求められています。

現在、日本で暮らす外国人住民には「言葉の壁」「意識（心）の壁」「制度の壁」があると言われています。

こうした壁をなくすためには、国籍や歴史、文化、生活習慣、価値観等の違いに関わらず、同じ地域に暮らす住民として、お互いの人権を尊重しあえる意識を育んで、多様性を活かした「多文化共生社会」を築いていくことがますます重要になっています。

(2) 現状と課題

わが国に入国する外国人は年々増加しており、観光局のまとめによる
と2018（平成30）年の入国者数は、再入国者数を含めて約3,119万人で過去最高となりました。

和歌山県の外国人登録者数は、2017（平成29）年12月末には74ヶ国、
6,407人となっており、日常生活の様々な場面で外国人と触れ合う機会が
増えています。

本市における外国人登録者数は、2018（平成30）年12月末現在、25ヶ
国、260人で市の総人口に対する割合は0.35%となっています。

2012（平成24）年7月からは、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に
登録されるようになったことにより、従来にも増して、同じ住民として、
国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求
められています。

本市では、外国人との交流機会を提供することにより、市民レベルでの
国際交流を図ることを目的とした「田辺市国際交流センター」を設置
し、外国人向けの生活情報の提供や相談事業等を行っています。

また、世界遺産登録後に増加している外国人来訪者に対しても安心して
過ごせるように「田辺市観光センター」及び「田辺市街なかポケット
パーク」では外国語対応のスタッフが常駐し、田辺市及び周辺エリア観
光の各種相談等に応じています。

そのほかにも、外国語表記を含めたホームページの充実や市内案内看
板の英語併記、緊急通報時における多言語通訳サービスの実施などの施
策を展開しています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などから、外国人に対する偏見や差別意識が今なお存在しており、不利な条件での雇用や就労上における問題、日常生活におけるトラブル等が生じています。定住外国人の公務員への採用に係る国籍要件や地方参政権についても様々な議論が行われています。

こうした外国人に関する問題を解決するためには、国籍や民族に関わ
らず、外国人も地域に暮らす住民の一人として、文化や宗教、生活習慣
などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

真の国際化社会を実現するには、今後も、外国人も日本人も同じよう
に共に安心して暮らせるまち「多文化共生社会」を推進することが不可
欠となります。

(3) 基本的な取組

① 外国の歴史、文化、風習等についての正しい理解と認識

外国の歴史、文化、風習について正しい理解と認識を深め、様々な価値観の違いを認め合い、尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発を推進します。

② 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国人の人を招くなど多様な機会を設け、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく心や態度を育てる国際理解教育を推進します。また、外国人児童生徒に対しては、日本語指導や生活適応指導など適切な支援に努めます。

社会教育においては、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供に努めます。

③ 外国人にやさしい生活環境の整備

外国人が言葉や制度の違いから生じる問題に対して、安心して快適な生活が送れるよう、田辺市国際交流センターを拠点として、外国語による生活情報の提供や相談活動の充実、日本語習得の支援を図ります。

また、ユニバーサルデザインに配慮し、外国人だけでなく全ての人が安全に安心して生活ができる環境整備を進めます。

④ 定住外国人の地方自治への参画

幅広い市民の意見を市政に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え方を持っている定住外国人の意見を求めるることは大切です。

そのため、各種審議会への参画をはじめ市職員の採用についても、その必要性を検討していきます。

⑤ 「ヘイトスピーチ解消法」に基づく施策の推進

「ヘイトスピーチ解消法」の理念を踏まえ、民族や国籍の違いを越え、互いの人権を尊重し合う「多文化共生社会」の実現に向けて、関係機関と連携しながら人権教育・啓発に取り組みます。

7. 感染症・難病の人の人権

(1) 基本認識

わが国には、様々な感染症や難病等の病気を抱えて暮らしている人がいます。医療技術の進歩や医療体制の整備、1999（平成11）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、2009（平成21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されるなど患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病等の患者や家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。

しかしながら、誤った知識や理解不足からこれまで多くの偏見や差別を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、公衆浴場への入浴拒否など感染症や難病等に対する理解と認識は十分ではありません。

「平成29年エイズ発生動向年報」によると、2017（平成29）年末におけるHIV感染者は19,896人、エイズ患者は8,936人となっており、感染者の増加が続いていることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

また、ハンセン病は、わが国では特殊な病気として扱われ、1907（明治40）年に「^{らい}癪予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間として基本的な権利が奪われてきました。

さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及ぶ状況がありました。

1953（昭和28）年に「らい予防法」が制定され、また治療薬が出来た後も、強制隔離をはじめとする人権剥奪^{はくだつ}が続きました。

1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されて、ようやく旧法の過ちが認められました。

難病のある人については、難病対策を充実させ、良質で適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るものとして、2015（平成27）年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されています。

このように、法律の整備が進む中、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病、難病等の人権問題の解決には、病気に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境の整備が必要です。

(2) 現状と課題

近年、新規のエイズ患者やHIV感染者については、男女を問わず20代、30代の若年層で感染が拡大しています。

エイズウイルスは、性的接触に留意し、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。

ハンセン病は、感染力が非常に弱い「らい菌」による感染症ですが、今では、治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症もなく治癒します。古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があり、明治以降には、施設入所を強制する隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する強い偏見や差別が存在しました。

2001（平成13）年、熊本地裁で「らい予防法」のもとでの隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認めた原告勝訴判決がなされました。

しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識や理解不足により、2003（平成15）年に起きたハンセン病元患者らに対する宿泊拒否事件にみられたように、依然としてハンセン病に対する偏見や差別が存在していることが明らかになりました。

こうしたことから、2009（平成21）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、また、2009（平成21）年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されていない病気のことをいいます。そのため、患者とその家族には経済的な負担だけでなく、精神的な負担が重くのしかかっているのが現状であり、より綿密に経済的及び精神的な支援を行うことが必要となっています。

また、難病に対する理解不足により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることもあり、病気を周囲の人隠して生きている人もいるなど、これらの偏見や差別の解消が課題となっています。

様々な病気をめぐる状況は、医療技術の進歩や医療体制の整備、社会環境により変化するのですが、本市では、ハンセン病やHIV、難病などに対する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と患者や家族への支援体制の充実に努めます。

(3) 基本的な取組

① エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

ハンセン病は適切な治療によって、完治する病気であり、感染する可能性は極めて低く、遺伝もしません。

また、エイズの原因であるHIVも非常に感染力の弱いウイルスであり、正しい知識と予防法を知ることで感染を防ぐことができます。

感染症に関する正しい知識や理解を深め、予防に必要な注意を払うよう教育・啓発を推進します。

② 学校教育におけるエイズ教育の推進

学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、エイズなどの感染症等に対する偏見や差別が生じないよう、人を思いやる心を育む教育に取り組みます。

③ エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

感染症や難病等に罹患した場合は、安心して適切な医療を受けられるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

また、エイズやハンセン病患者・元患者に対する偏見と差別をなくし、元患者や感染者等の人たちが社会参加や社会復帰できるよう関係機関と連携を深めます。

④ 難病患者やその家族の人権に配慮した支援体制

難病患者やその家族の不安の解消を図り、人権やプライバシーの保護に努めるとともに、安心して社会生活ができるよう医療・福祉関係機関と適切な連携を深めます。

8. 犯罪被害者等の人権

(1) 基本認識

犯罪被害者やその家族又は遺族は、被害に遭ったという身体的・精神的な被害だけではなく、治療のための医療費や休業・休職したことによる損失等の経済的負担、さらには捜査や裁判にかかる時間的負担などに苦しんでいます。

また、マスメディアによる過剰な取材や報道、インターネット上の悪意のある書き込み等によるプライバシーの侵害、めいよきそん名譽毀損などの二次的な被害も深刻な問題となっています。

1981（昭和56）年に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害が残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

その後、1999（平成11）年には被害者等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を通知できる「被害者等通知制度」が施行されました。

政府をはじめ、関係機関、マスメディア及び民間の被害者支援団体等で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。

しかし、制度面の改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位の取材などがなされないよう人権に配慮していくことが大切です。

(2) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のほか、無責任なうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題があります。

特に大きな精神的・心理的ショックを受けることにより、トラウマ（心的外傷）やP T S D（心的外傷後ストレス障害）などの症状が残ることもあり、犯罪被害者等が受けける精神的被害は深刻です。

犯罪被害者に対する理解と支援には「犯罪は被害者に対する人権侵害であり、だれもが犯罪被害者になる可能性がある。」という認識の上に立って、被害者及びその家族を社会全体で支え合う環境をつくることが大切です。

(3) 基本的な取組

① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

② 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

社会の風潮等へ多大の影響力をもつマスメディア等のあり方についての啓発を推進します。

③ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動（電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の養成及び研修、支援に関する啓発事業）を目的に設立された民間団体「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」の活動への支援を行うなど、犯罪被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備並びに負担軽減等を進め、犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりを推進します。

④ 再被害を防止するための連携

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識のもと、再被害を防止するために田辺保護司会・更正保護法人和歌山県更正保護協会や地域との連携を深めます。

9. 刑を終えて出所した人の人権

(1) 基本認識

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見や悪意のある噂などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に真摯な更生意欲があっても、社会復帰は厳しい状況にあります。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が何よりも必要です。

犯罪から人々を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、警察や司法が、犯罪の取締りを強化し、犯罪者を罰するだけでは十分ではありません。罪を犯した人が再犯しないよう温かく支援する地域社会づくりが重要になります。

2016（平成28）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になれるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざしたものです。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務があり、また、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策に努める必要があります。

(2) 現状と課題

罪を犯した人の更生を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、青少年センターがあり、地域ぐるみによる少年の非行防止並びに健全育成活動を行うボランティアとして、田辺市・上富田町青少年センター協議会長から委嘱された少年補導委員と県警察本部長から委嘱された少年補導員が活動しています。

また、犯罪をした者や非行のある少年が社会の一員として立ち直るために支援として、国とボランティアとが協力して指導・援助する「更生保護」があります。その中に、法務大臣から委嘱された保護司があり、保護観察官と協働して保護観察や生活環境調整を行うほか、犯罪や非行の予防活動をしています。

本市においても、田辺保護司会の活動に対して支援や連携を行っています。

和歌山県では「和歌山県地域生活定着支援センター」において、高齢者または障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされる人の社会復帰や再犯防止のための支援をしています。

犯罪や非行を予防し、明るい社会を築くためには、地域社会における人ととのつながりが大切です。

そのため、大人も子どもも地域の一員として、温かい人間関係を築く努力を普段から続けることが大切です。

(3) 基本的な取組

① 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進します。

② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくりていくための啓発を行います。

また、出所した人が社会復帰を果たせるよう、必要な受け入れ態勢の整備や、更生を図るための指導や生活上の助言などの立ち直りを支援する活動を行っている、田辺保護司会・更生保護法人和歌山県更生保護協会に対する支援を行います。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図る地域づくりに積極的に参加するよう関係機関と連携を深めます。

また、保育所や幼稚園、小・中学校などとの係わりを通して非行防止活動を行い、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力している田辺地区更生保護女性会に対する支援を行います。

10. 情報と人権

1. プライバシー権の保護

(1) 基本認識

情報化社会の進展に伴って、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いについては、今後ますます拡大していくことが予想されます。

わが国では、2003（平成15）年に、行政機関や企業に対し、個人情報の適正な取扱いを義務付ける「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が施行されました。

また、2007（平成19）年には「住民基本台帳法」等が改正され、住民票等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

近年、行政機関や企業等の保有する個人情報の流出事件が発生するとともに、個人の住民票・戸籍謄本や企業の顧客情報等の個人情報が不正に取得され売買される事件も発生しています。

個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

(2) 現状と課題

情報通信技術の発展により、行政機関や企業において個人情報の収集が便利になった反面、本人の知らない間に個人情報が外部に漏えいしたり、不正な取得により悪用される出来事が発生しています。

本市では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報の保護に加え、2005（平成17）年に「田辺市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の開示や訂正の手続き等を定めています。

また、2013（平成25）年には「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始し、住民票や戸籍謄本等の不正取得の抑止や早期発見、不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止に取り組んでいます。

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、慎重に取扱うことが重要であるため、個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、官民一体となって個人情報の保護に取り組む必要があります。

(3) 基本的な取組

① 個人情報の流出の防止

個人情報の流出は、プライバシーの侵害につながり、多大な損害を与えることもあり、パソコンへの不正侵入防止対策や「田辺市個人情報保護条例」及び「田辺市情報セキュリティポリシー」に基づく個人情報等の適正な取扱いに努めます。

② 「田辺市事前登録による本人通知制度」の普及

住民票や戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を図るため「田辺市事前登録による本人通知制度」の一層の普及に努めます。

2. インターネット等による人権侵害

(1) 基本認識

現代社会は、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達により、情報の収集・発信・コミュニケーション手段において大きな進歩や変革の中にあります。

「平成30年版情報通信白書」によると、2017（平成29）年の世帯におけるインターネット利用率は80.9%となっており、また、スマートフォンの保有率がパソコンの世帯保有率を上回り、より情報の収集・発信等が容易になっています。

しかし、一方で匿名性や情報発信の容易さから、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やホームページ、ブログ等に個人や集団への誹謗中傷や差別を助長する表現を掲載する等の人権侵害が発生しています。2002（平成14）年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネット上における情報により権利の侵害があった場合、侵害情報を削除する措置をプロバイダ等にうながし、被害者の救済を図ることとしました。インターネット等については、小・中学生や高校生等の利用が年々増加する一方で、人を傷つける書き込みにより、子どもが被害者にも加害者にもなり、いじめ等のトラブルが引き起こされる「nettouiji」が問題となっています。また、有害な情報の閲覧から子どもが詐欺等の犯罪に巻き込まれる事件なども発生しています。こうした状況を踏まえ、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者に閲覧制限（フィルタリング）の提供を義務化するなどの対策が取り組まれています。

(2) 現状と課題

今日、インターネットの利用者は低年齢化し、幼い頃からインターネットに触れる機会が増えてきています。

インターネットは、私たちの日常生活をはじめ、学校・職場などあらゆる場面で、大きな存在となっていますが、その反面、使い方を誤ったり、悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。

また、インターネット上には、いじめや自殺、差別、ひぼうちゅうじょう誹謗中傷等を内容とする情報のほか、わいせつ画像や残酷な画像など、有害な情報も数多くあります。家庭や学校では、操作・技能面だけでなく、ルールとマナーを守って正しく使うための指導が重要となります。例えば、

- ・他人の悪口や誹謗中傷など人を傷つける内容を掲載しない。
- ・間違った情報や違法な情報を掲載しない。
- ・他人の個人情報や文章、写真などを無断で掲載しない。
- ・個人情報を掲載する時は、危険性があることに注意する。
- ・他人から誹謗中傷を受けた時は、保護者や教職員にすぐ相談する。
- ・インターネット上の情報については、全て正しい情報と受け入れるのではなく、善惡の判断を働かせること。

などがあげられます。

インターネットやスマートフォン等に関するルールやマナーについて日頃から、大人が子どもたちと話し合い、きちんと教えていくことが大切です。

また、職場では、パソコンや記録媒体の持ち出し、廃棄、再利用などのルールについても決めておくことが必要です。

(3) 基本的な取組

① 情報モラル教育の推進

インターネットを利用する時は、常に、画面の向こうには人がいるということを意識して、お互いの人権を尊重することを正しく理解するとともに、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラル教育を推進します。

② 人権侵害への対応

インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、県、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。また、ネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。

1 1 . 災害と人権

(1) 基本認識

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や大津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大災害となりました。さらに、福島第一原子力発電所事故により、被害はより深刻なものとなり、周辺住民に避難指示が出されるなど、今もなお多くの人々が住み慣れたまちを離れて避難生活を余儀なくされています。

被災された人に対し、避難先や学校等で放射能汚染についての風評に基づく嫌がらせやいじめなど、様々な人権問題が発生しました。

和歌山県においても、同年9月に起きた紀伊半島大水害において、多くの命が失われ、長期間の避難所生活を余儀なくされた人々がいました。

災害が起きた時、誰もが通常の生活では感じたことのないような大きな不安やストレスを感じ、人権感覚が揺らぎます。

このような状況においては、特に高齢者や障害のある人、女性、子ども、外国人、妊産婦、病気の人などへの配慮が行き届かず、様々な問題が発生しています。

高齢者の中には、瞬時の判断や行動が難しく、災害時にすばやい行動がとれない人や、情報の入手が困難な人もいるため、地域全体で、日頃からこうした状況を把握し、助け合いができる関係を築いておくことが大切です。

障害のある人の中には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、言語障害、内部障害など、様々な特性があることを正しく理解し、一人ひとりの特性に応じた配慮や支援が必要です。

避難所においては、女性に対する配慮が欠ける場合もあります。生理用品等が不足したり、授乳や着替えをしたりする場所がないなど、女性の立場に立った配慮を行うことも必要となります。

子どもは災害時には大人以上に動搖してしまい、状況に応じた行動がとれないことがあります。子どもに対しては、しっかり話を聴き、安心感を与えるなど、心のサポートやケアが大変重要となります。

また、外国人は言葉の問題もあり、その不安がより大きくなることが考えられることから、増加する外国人観光客も含め、言語、生活習慣、防災意識が異なる外国人への対応が必要となります。

このように、一人ひとりの事情を考慮しながら、人権意識を持って、災害時にどのような対応をするべきかを考えておくことが大切です。

また、大災害においては、行政による被災者救助が難しい状況となるため、地域コミュニティでの助け合いである「共助」が重要となります。

災害が起きた時に、困っている人の助けになるのは、同じ地域に暮らす人々です。普段から、コミュニティにおいて「人と人とのつながり」を強めておくことが大変重要となります。

(2) 現状と課題

近年は、毎年のように日本の各地で自然災害が発生し、大きな被害がもたらされています。

本市は、紀伊半島の南西部に位置し、度々台風の経路となり、2011（平成23）年9月の台風12号では、一部地域において24時間雨量が900mmを超える記録的な豪雨となり、河川の氾濫^{はんらん}や山腹の深層崩壊等による近年稀にみる大災害が発生し、尊い命や多くの財産が失われました。

また、近い将来に発生が懸念^{けねん}される大規模な地震の発生帶である南海トラフに近接していることから、気象的にも地形的にも多種多様な災害の危険性を伴う条件下にあります。

災害が起きた時に、避難行動等が困難であることが予想される高齢者や障害のある人等を災害から守るため「田辺市避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新に努めています。この名簿への登録に同意された方の情報は、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会などの避難支援等関係者に事前に提供し、平常時においては登録者の見守り活動を行い、非常時には避難支援や安否確認等に活用しています。

また、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「田辺市地域防災計画」等を踏まえ、要支援者の総合的な避難支援対策を講ずるための指針となる「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を2018（平成30）年に改定しました。

この計画においては、自分の身は自分で守る「自助」、地域住民による支援「共助」を基本に、行政による支援「公助」をあわせ、要支援者に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることをめざしています。

大規模な災害が発生した場合においては、避難所での生活は長期にわたる場合が想定されます。しかし、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、冷暖房も限定期であり、狭い空間での生活によって、避難者が体調を崩すおそれがあります。

こうした中で、高齢者、障害のある人、妊産婦、病気の人など配慮が必要な方には、避難者全体で見守る体制づくりが重要です。

また、女性や子どもへの対応としては、例えば、生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等を配慮することで、多くの人が安心して過ご

すことができる環境を維持できます。こうしたことから、避難所の運営体制等においては、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

外国人の対応については、本市においても世界遺産の登録後に多くの外国人観光客の姿が見られるようになりましたが、災害が起きた時、日本語が分からぬいため、防災行政無線等から伝達される情報を理解できず、また、他地域からの来訪者は土地勘が無いこともあります、混乱を起こしてしまうことも考えられます。

合わせて、被災した外国人の不安を解消するため、様々な言語に対応できる相談窓口の設置等が必要です。

災害時において、一人ひとりの命・人権を守ることについて、平常時から考えた取組を推進することが重要となります。

(3) 基本的な取組

① 災害弱者の視点を取り入れた施策の推進

「田辺市地域防災計画」や「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、平常時から高齢者や障害のある人、女性、子どもなど災害弱者の視点を取り入れた施策を推進します。

② 災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発の実施

学校の授業や地域等での防災学習会、広報紙への記事掲載等の様々な機会をとらえて、災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発を実施します。

③ 災害弱者に配慮した防災訓練の実施

避難行動要支援者を含む災害弱者の避難誘導や様々なニーズに対応した避難所運営などを行う防災訓練を実施します。

④ 避難行動要支援者名簿の活用及び更新

「田辺市避難行動要支援者名簿」の提供を受けた自主防災組織等の各種支援団体は、個人情報に配慮しながら名簿を活用するとともに、地域の実情に応じた避難支援体制の確立に努めることとします。

また、要支援者の状況は常に変わっていくため、現状を把握するための調査を行い、名簿情報を随時更新し、最新の状態に保つように努めます。

12. 環境と人権

環境問題には、地球温暖化、国内外の森林伐採、化学薬品による公害、大気汚染、ごみ問題等があります。20世紀後半よりこれらの問題が大きく取り上げられ、私たちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

今日、環境問題は、特定の産業や企業の生産活動を原因として発生するものだけではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生し、拡大しており、国際的な課題として顕在化しています。

これらの課題を解決し、現状から脱却する一つの指標として「環境問題は、誰が悪いという視点ではなく、自分たちが置かれている生活環境そのものに問題がある。」という認識が大切です。

近年、地球規模での環境の悪化がますます深刻となる中、地球環境が安定し、人類が安全に活動できる範囲（プラネタリー・バウンダリー）を活動概念の基礎として、2015（平成27）年には国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられるとともに「国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）」において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組み（パリ協定）が採択され、途上国、新興国に対しても、温暖化対策への自主的な取組が求められるようになりました。

国内においては、パリ協定の採択を踏まえ、2016（平成28）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の改正並びに「地球温暖化対策計画」が策定されました。

本市では、こうした環境問題の状況や国内外の動向を踏まえ、2006（平成18）年度に「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度を計画期間とした「第2次実行計画」、さらに2017（平成29）年度には「第3次実行計画」を策定しました。これに基づき、温室効果ガス削減に向けての取組を引き続き進みるとともに、環境学習会等を通じて、市民及び事業者に対して、情報提供や啓発活動を行うことで、環境保全に配慮した自主的な取組を促進していきます。

また、森林は地球環境の保全、水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化、生態系の維持、快適環境形成機能など多種多様な機能を有し、大変重要な役割を担っているため、間伐等の森林整備や作業道の基盤整備を積極的に推進するとともに、県が推進する「企業の森」事業に積極的に参画していきます。

さらに、森林が有す公益的な機能を維持・発揮するため、平成31年4月から施行される「森林経営管理法」に基づく「新たな森林管理システム」の構築・実施のため、森林環境譲与税を効果的に活用し、適切な森林管理・整備・経営が実施できるよう、仕組構築・計画策定等の際には「持続可能な開発目標（SDGs）」「持続可能な開発のための教育（ESD）」の観点に留意し事業を推進していきます。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

SDGsは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2015（平成27）年に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」の柱として、世界共通の17の目標と、目標ごとの169のターゲットから構成されています。

国連に加盟している国が2030年を期限に達成をめざすものです。

わが国では、2030アジェンダの実施に取り組むため、2016（平成28）年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置し、誰一人取り残さず、SDGs実施していくための指針を決定しました。

この指針は「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げ、SDGsの17の目標達成に向けた取組が進められています。

SDGs 17の目標 （ロゴ）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報局

1 3. 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権

1. 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（レズビアン・ゲイ）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）のことをいいます。

同性愛者、両性愛者的人は、少数派であるために、周囲の人々から理解を得られにくいため、自ら公表（カミングアウト）しにくい風潮があり、場合によっては職場などに居づらくなることさえあります。

このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

2. 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念をいいます。これは「心の性」と言われることもあります。多くの人は、性自認「心の性」と生物学的な性「身体の性」が一致していますが、この両者が一致しない人（トランスジェンダー）は、自分自身に対して強い違和感を持ち、手術により性の適合を望む人もいます。

また、日常生活の中で、偏見や差別を受けたり、適切な配慮がされなかったりすることもあります。

性別適合手術を受けた人は、戸籍上の性別と外見が一致せず、社会生活の中で支障が生じていたため、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の変更が認められるようになりました。

また、2008（平成20）年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

2018（平成30）年に行った民間の調査によると、日本では、同性愛者（レズビアン・ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、「身体の性」と「心の性」が一致しない人（トランスジェンダー）は、合わせて約9%と推定され、多様な性を生きる人は身近な存在であるといえます。

本市では、多様な性のあり方について正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進するとともに、学習機会の提供に努め、一人ひとりが違いを認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めていきます。

性的指向

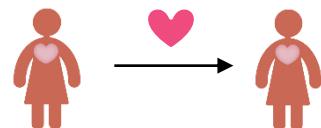
性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。



Lesbian レズビアン

女性の同性愛者

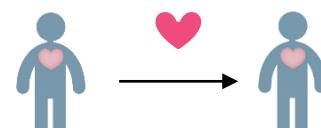
心の性が女性で、恋愛対象は女性です。



Gay ゲイ

男性の同性愛者

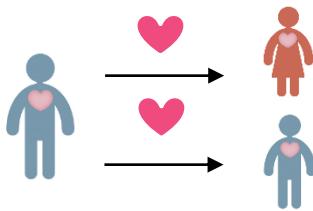
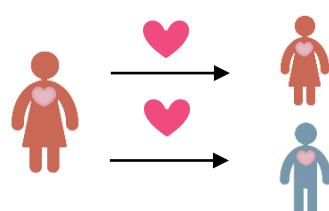
心の性が男性で、恋愛対象は男性です。



Bisexual バイセクシュアル

両性愛者

恋愛対象は女性と男性の両方です。



性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということです。

「心の性」と言われることもあります。



Transgender トランスジェンダー

身体の性が男性でも、心の性は女性というように、身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感がある人です。

「LGBT」は、代表的な性的少数者の頭文字をとった言葉で表しています。こうした「LGBT」以外にも、様々な人がいます。

性はとても多様であることを正しく認識し、理解を深めが必要です。

14. 労働者の人権

わが国においては、労働者を保護する法律として、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法をはじめ、労働契約法、労働安全衛生法などが定められ、労働者の権利が保障されています。

しかしながら、昨今の厳しい社会経済情勢から「長時間労働の問題や、休暇が取りにくい職場環境により健康で文化的な生活が送れない」「仕事と育児・介護との両立に必要な休暇が取りづらい」「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きい」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てない」など、労働者を取り巻く様々な課題が生じております。さらに、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、外国人労働者の増加、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ、嫌がらせ）の増加などの問題も生じています。

こうした課題を解決するため、2018（平成30）年「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行されます。

企業等においては、これまでも、出身地や家庭状況、生活環境などを採用基準にすることのない公正な採用や、能力、業績に基づく適正な評価を行うことが重要です。また、企業の社会的責任（CSR）の観点からも、人権が尊重される職場環境作りや個人情報の保護など人権尊重の視点に立った活動を行うことがいっそう重要となっています。こうした様々な問題に対応していくためには、組織で取り組むことが大切であり、各企業において、各種研修会の実施や相談窓口の充実、啓発活動を進めることができます。

本市では「田辺市企業人権推進協議会」において、労働者的人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するとともに、企業活動における人権問題の解決を目的として「会員相互の連絡連携」「企業内人権教育及び啓発の推進」「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行っています。

今後も、県や労働基準監督署等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談窓口等の情報の提供や、労働に関する知識の普及・啓発に努めます。

15. 自殺・自死遺族

警察庁のまとめによると、わが国の自殺で亡くなった人の数は、1998（平成10）年以降3万人前後の状態が続いていましたが、2010（平成22）年以降は減少を続けています。

しかしながら、いまだ、毎年2万人を超える深刻な状況が続いており、特に子どもや若年層の増加が顕著になるとともに、高齢者層の全体に占める割合が高くなっています。

自殺に至るまでの背景については、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校でのいじめ、職場におけるハラスメント（いじめ、嫌がらせ）など、様々な要因が複雑に絡み合い、心身の不調をきたすなかで、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているといわれています。

2016（平成28）年に改正された「自殺対策基本法」においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策を更に総合的かつ効率的に推進するため、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」についても見直しが行われました。

これを受け和歌山県では、現状と課題を明らかにしたうえで「このつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現をめざした「和歌山県自殺対策計画」を2018（平成30）年に策定しました。

この計画においては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関や民間団体と相互に連携・協力を図りながら総合的な自殺対策の推進を図るとともに「和歌山県自殺対策推進センター」を中心に市町村の自殺対策計画の策定支援等を行いながら、企業や事業所、県民とともにそれぞれの立場において計画の推進を図ることとしています。

本市では、9月10日から16日までの自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市内スーパーにおける街頭啓発や、講演会の開催、広報田辺やホームページを活用した啓発活動のほか、自死遺族交流会への協力など自殺対策の取組を積極的に展開してきました。

今後は「自殺総合対策大綱」及び「和歌山県自殺対策計画」並びに本市の実情を総合的に考慮しながら「田辺市自殺対策計画（仮称）」の策定を進め、悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人の「いのち」を守ることと、自死遺族の心のケアについても何が可能かを考えて取組を進めます。

16. 生活困窮者の人権・ホームレスの人権

1. 生活困窮者の人権

生活保護には至らないものの生活に困窮している人々の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障害、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。支援に当たっては、相談者一人ひとりをかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためにには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが大切です。

こうした中、2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活に困窮している人々に対する社会的安全網（セーフティネット）を充実し、自立の促進を図るための体制が整えられました。

本市では、この法律を受けて、2015（平成27）年から田辺市生活相談センターを設置し、生活困窮者の自立を促すために自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業など、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援に取り組んでいます。

2. ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴力の被害に遭うなど、ホームレスに対する人権侵害問題が起こっています。

国では、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、これに基づき2003（平成15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。その後、2016（平成28）年に実施した、ホームレスの実態に関する全国調査の結果、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化などが明らかになりました。こうした動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、2018（平成30）年には新たな基本方針が策定されました。

本市では、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、啓発活動や相談業務に取り組みます。

17. 人身取引（トラフィッキング）

「人身取引」とは、犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを初めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などを強要させるもので「トラフィッキング」と言われる国際的な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

また、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても「人身取引」に該当します。

さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭授受や暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも「人身取引」とみなされます。

これらの行為は、刑法の略取・誘拐罪や人身売買罪、児童福祉法違反の罪などの犯罪に該当することになります。

わが国では、人身取引の防止、撲滅、被害者保護のため、2004（平成16）年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置したほか、同年に「人身取引対策行動計画」を、2009（平成21）年には「人身取引対策行動計画2009」を取りまとめ、着実に取組を進めてきました。

2014（平成26）年には「人身取引対策行動計画2014」が策定され、さらに「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に代わり、新たに「人身取引対策推進会議」が設置され、人身取引の根絶をめざしています。

本市においても、人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であることを認識するとともに、私たち一人ひとりが人身取引について关心を持ち、社会全体の問題として解決していくために、啓発に努めます。

18. アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降の「北海道開拓」の過程で、アイヌ民族独自の風習の禁止や日本語の使用の強制などの同化政策が行われました。

これにより、アイヌの人々は、独自の民族文化や伝統的な生活習慣を禁止され、日常的な生産手段を失い苦しい生活を強いられました。

また、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。

国においては、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

これにより、約100年にわたった「北海道旧土人保護法」は廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。

その後、2007（平成19）年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008（平成20）年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009（平成21）年に報告書が取りまとめられました。

この報告書を受けて、2010（平成22）年以降、毎年「アイヌ政策推進会議」を開催し、同会議における了承を得て、2014（平成26）年に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

今日では、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上とともに、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するための様々な施策が推進されていますが、社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきた長い苦難の歴史の中で、アイヌの人々の言語や文化、伝統的生活習慣など失われていったものは少なくありません。

「平成29年度北海道アイヌ生活実態調査報告書」によると、アイヌの人々の生活上の格差は一定の解消はされているものの、高校・大学進学率などで格差が認められるほか、結婚や学校、職場などにおいても、今なお差別や偏見が存在していることが見受けられます。

本市では、アイヌの人々の文化や歴史、生活習慣や現状などを正しく理解し、偏見や差別をなくすため、今後も啓発活動の推進に努めます。

19. 北朝鮮当局による人権侵害問題

2002（平成14）年の日朝首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪しました。この事件は人々に大変なショックを与えました。同年10月15日に、北朝鮮当局による拉致被害者5人の帰国が実現し、その後、2004（平成16）年には、拉致被害者の家族8人の帰国も実現しました。

しかし、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままであります。

そのような中、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、2011（平成23）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加することが閣議決定され、拉致問題等に対する認識を更に深めるための取組について定められました。

拉致問題は、国際的連帯と友好に反し、拉致行為の遠因・背景として、いかなる理由があろうとも、明らかな人権侵害です。日朝国民間の友好と信頼関係を促進するためにも、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、関心と認識を深めるとともに、拉致問題に関連させて、新たな差別や偏見が助長されないように努める必要があります。

本市では、この問題について、市民の関心と認識を深めるとともに、国際的な人権問題についても関心を深めていくための啓発に努めます。